



R I. 第2620地区 静岡第2分区
三島西ロータリークラブ

週報

第2012号

事務所 静岡県三島市中央町4番9号 2F
TEL(055)976-6351 FAX976-6352
例会場 静岡県三島市梅名393-1 ブケ東海三島
TEL(055)984-0120
会長 諏訪部照久 幹事 千葉 慎二



広重版画より 三島 朝霧

第2075回例会

2015.6.11 曇

司会 三田明宏君

ロータリーソング 「我等の生業」
指揮 栗原達治君

“こんにちは、ようこそ”

ゲスト 小野 靖ガバナー補佐(裾野RC)
芹澤 豊君(ガバナー補佐事務局・裾野RC)
小島辰夫さん
(三田・川名・前田(博)・千葉君のゲスト)

会長挨拶

会長 諏訪部照久君

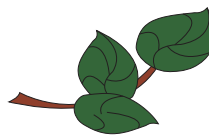
皆さん今晚は。本日の夜間例会はガバナー補佐公式訪問日となっています。小野ガバナー補佐、芹沢幹事には後ほど挨拶をお願いします。よって今日の会長挨拶は、時間の都合上、先週の補足の話をしたいと思います。

先週はマイナンバーについてのお話をしましたが、6月8日の産経新聞にはこれに関連する事件が掲載されていました。それはアメリカでの個人情報流失事件で、2013年12月から1年半後の被害件数が3億4千410万件もあり、そのなかで直近の事件は2015年2～5月に何者かがアメリカIRS(国税庁)の納税情報10万件を不正アクセスし、税還付金1万3千件・49億円をだまし取ったとのこと。アメリカの社会保障番号(マイナンバー)は1935年に年金制度の一環として創設されましたが、現在は銀行口座開設から様々な場で身元確認に用いられる国民識別番号(マイナンバー)となっています。それゆえ闇市場で広く取引されているとのことで、連邦政府はこの番号を個人認証に使う事を中止する訴えをしているとの事です。1935年からこの制度を実施しているアメリカですが、今ではネット犯罪者には悪の温床となってしまいました。よって、この制度が日本で実施されるまでに企業や団体が行うべき準備は、マイナンバー収集・保管・利用・廃棄のルール作りと情報システムの導入などで、もし漏洩した場合の罰則は、個人情報保護法より種類が多く刑も重い為、万全の漏えい防止対策・セキュリティ対策が求められています。先週も同じ事を言いましたが、さて皆さんの対策はいかがですか？

出席報告

	出席総数	出席率	マークアップ	修出席率
前々回	32/45	71.11%	37/45	82.22%
今回	38/43	88.37%	会員総数	49名

欠席者 石井(良)君、勝間田君、瀬川君、藤江君、森崎君



幹事報告

幹事 千葉慎二君

- ①本日は、小野ガバナー補佐、芹沢幹事の公式訪問と橋本さんの卓話。
- ②入会承認された小島辰夫さんがゲスト出席です。
- ③来週、6月18日(木)はクラブ協議会(委員会年間報告)、委員長は各自2～3分での発表と原稿を準備して下さい。
- ④再来週、6月25日(木)は例会場・例会時間変更。(はなぶさ旅館、18:30) サヨナラ例会&慰労激励会

2014～2015年度
国際ロータリー会長
ゲイリー・C.K.ホアン

ロータリーに輝きを

おめでとう

会員誕生日 柴崎君
入会記念日 西本君、平出君、
前田(房)君
奥様誕生日 三田君



スマイルボックス

◆窪田君、勝間田さん、先日は櫛、杉等お買い上げ、誠にありがとうございました。いいものが出来上がるのを楽しみにしています。

卓話

男女雇用機会均等法と指針について

橋本裕子君

1 初めに

男女雇用機会均等法が成立するまでの経緯を学び、同法の内容を理解していただけたらと思います。

2 男女雇用機会均等法が成立するまで

(1) 戦前の祖母・母の時代は?

- 大日本帝国憲法の規定は
- 旧民法(特に戸主および家族)の規定は

(2) 私の時代は?

- 新憲法の規定は
 - 現民法の規定は
- しかし、男は仕事、女は家庭とされ、企業の実際の雇用機会は均等ではなかった。

(3) 子供・孫の時代は?

- S50 国連「国際婦人年」と、それに続く「国連婦人の10年」
- S54 第34国連総会において「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択
- S60 いわゆる「男女雇用機会均等法」が成立
国「女子差別撤廃条約」批准
- S61 男女雇用機会均等法及び改正労働基準法が
4.1から施行

3 男女雇用機会均等法の構成

(1) 男女雇用機会均等法は2本立て(整備法)

男女雇用機会均等法-施行規則-指針
(労働省令)(告示)
改正労働基準法-女子労働基準規則
(労働省令)

(2)「男女雇用機会均等法」は、4つの章から成り立っている。
第1章には、この法の目的や基本理念、関係者の責務、女子労働者福祉対策基本方針等について書かれています。

第2章では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため、事業主に一定の措置を講ずるよう求めています。また、紛争が生じた場合の救済措置を定めています。

第3章は、女子労働者の就業に関する援助の措置等について規定されています。

第4章は、雑則になりますが、施行のため必要がある場合の行政措置等が中心となっています。

4 男女雇用機会均等法の内容

(1) 題名及び総則の改正

(2) 事業主の講ずべき措置等の新設

ステージ 募集・採用 配置・昇進 教育訓練
一定の福利厚生 定年・退職・解雇
規制の方法 女子に対する差別的取扱いについて
禁止規定

(3) 紛争解決のための措置の新設

- a 苦情の自主的解決
- b 都道府県労働局長による紛争解決の援助
- c 機会均等調停委員会による調停

(4) 女子労働者就業に関する援助の措置等

5 労働基準法の改正内容

- (1) 時間外・休日労働の規制の緩和
- (2) 深夜業の制限の緩和
- (3) その他の女子保護規定の緩和
- (4) 産前・産後休業期間の延長、妊婦の就業制限

静岡第2分区

小野 靖ガバナー補佐活動報告

三島西ロータリークラブ

7/3 第1回クラブ訪問

7/8 ガバナー公式訪問

せせらぎ三島RCとの合同例会

11/6 第2回クラブ訪問

11/15・16 地区大会 浜松グランドホテル

2/14 静岡第2分区IM 御殿場高原ホテル

6/11 第3回クラブ訪問(最終)

(週報担当:遠藤真道)